

議案第128号

北上市下水道条例の一部を改正する条例

北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（指定工事店の指定） 第7条 排水設備等の新設等の工事は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。 2・3 [略]	（指定工事店の指定） 第7条 排水設備等の新設等の工事は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。</u> 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

災害その他非常の場合における排水設備指定工事店の指定に係る例外を定めようとするものである。